

地方選挙要覧

〈令和 8 年版〉

監修 選挙制度研究会

国政情報センター

第1章 選挙のしくみ

制度の基本	選挙の種類	10
	選挙区の区割りと定数（都道府県）	11
	選挙区の区割りと定数（市・特別区）	11
	選挙区の区割りと定数（町村）	11

第2章 立候補するまで

立候補前の活動	14	
禁止される行為	事前運動の禁止	16
	一定期間内の政治活動用ポスターの禁止	17
	候補者等による時候の挨拶状の禁止	17
	挨拶を目的とする有料広告の禁止	17
禁止されない行為	選挙期間前の政治活動	18
	立札・看板などの掲示の制限	19
	社交的行為	20
	立候補の準備行為	20
	候補者の選考会・推薦会	20
	立候補のための瀬踏行為	21
	政党の公認や団体の推薦を得る行為	21
	選挙運動の準備行為	22

第3章 立候補

立候補の条件	被選挙権	26
	公務員の立候補制限	28
	連座制による立候補制限	29
	供託金	30
	供託金の届出	31
立候補の届出	立候補届出期間	34
	届出先	34
	立候補届出に必要なもの	34
	立候補届出書または推薦届出書	35
	宣誓書	38
	所属党派（政治団体）証明書	38
	通称認定申請書	38
その他の届出	立候補の辞退届	44
	開票立会人・選挙立会人の届出	44

第4章 選挙運動

禁止される行為など

選挙運動期間	50
選挙運動の規制	51
選挙事務関係者の選挙運動の禁止	51
特定公務員の選挙運動の禁止	51
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	51
選挙犯罪者等の選挙運動の禁止	52
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	52
公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止	53
教育者の地位利用による選挙運動の禁止	54
戸別訪問の禁止	55
署名運動の禁止	56
人気投票の公表の禁止	56
飲食物の提供の禁止	57
氣勢を張る行為の禁止	57
連呼行為の禁止	58
休憩所等の設置の禁止	58

認められる選挙手段

選挙事務所（設置・表示）	59
選挙事務所（異動・閉鎖）	63
選挙事務所（弁当の提供）	65
自動車・船舶	67
拡声機	69
選挙運動用葉書（枚数）	70
選挙運動用葉書（使用方法）	71
選挙運動用ピラ	73
インターネット（ウェブサイト等）	74
インターネット（電子メール）	76
選挙運動のための有料インターネット広告	78
ポスター・立札・看板等	79
選挙運動用ポスター（都道府県知事選挙の場合）	80
選挙運動用ポスター（知事以外の選挙の場合）	81
新聞広告	83
選挙公報	84
個人演説会（開催手続など）	85
個人演説会（演説会場）	88
街頭演説	89
特殊乗車券	91
政見放送	92
経歴放送	93
その他	95

選挙運動費用

実費弁償（選挙運動員）	96
実費弁償（労務者）	97
報酬（労務者）	97
報酬（選挙運動のために使用する者）	98
法定制限額	100
出納責任者	102
会計帳簿	106
会計帳簿の記載項目	108
選挙運動費用収支報告書	112

第5章 選挙運動期間中の政治活動

選挙ごとの規制	選挙ごとの規制	118
	規制を受けない選挙	119
	規制を受ける選挙	120
規制を受ける政治活動	政談演説会	122
	街頭政談演説	124
	政治活動用自動車	125
	拡声機	125
	ポスター	126
	立札・看板など	127
	ビラ	128
	機関紙誌	129
	連呼行為	130
	公共の建物での文書図画の頒布	131
	特定の候補者の氏名の記載	131
	政治活動用ポスターの撤去	131

第6章 当選

当選に関する注意	法定得票数	134
	供託金の没収	134
	請負業者の届出	135
	兼職禁止の職にある者の届出	135
	選挙期日後の挨拶行為	135
当選の無効	当選の無効	136
	候補者の違反行為による当選無効	136
	連座制Ⅰ（総括主宰者・出納責任者・地域主宰者）	137
	連座制Ⅱ（親族・秘書）	138
	連座制Ⅲ（組織的選挙運動管理者等）	139

第7章 寄附

寄附の禁止	候補者等の寄附の禁止	144
	候補者等を名義人とする寄附の禁止	146
	寄附の勧誘・要求の禁止	146
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止	147
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止	148
	後援団体に関する寄附の禁止	148
	地方公共団体と特別の関係にある者の寄附の禁止	149
政治資金規正法による寄附の制限	個人の寄附の制限	151
	会社などの団体の寄附の制限	152
	政治団体間の寄附の制限	152

第8章 主な罰則一覧

買収罪	普通買収罪（事前買収）	158
	利害誘導罪	158
	事後報酬供与罪（事後買収）	159
	利益收受および要求罪	159
	買収目的交付罪	160
	買収周旋勧誘罪	160
	選挙事務関係者等の買収罪	161
	候補者等の買収罪	161
	多数人買収罪・多数人利害誘導罪	162
	常習的買収罪	162
	新聞紙・雑誌の不法利用罪	163
候補者や当選人に対する買収罪	164	
買収等によって得た利益の没収	164	
おとり罪・寝返り罪	おとり罪	165
	寝返り罪	165
選挙妨害罪	選挙の自由妨害罪	166
	職権濫用による選挙の自由妨害罪	166
	多衆の選挙妨害罪	167
	虚偽事項公表罪	167
	政見放送・選挙公報等の不法利用罪	168
	氏名等の虚偽表示罪	168
投票に関する罪	投票の秘密侵害罪	169
	投票干渉罪・氏名等認知罪	169
	投票箱開披・投票取出罪	169
	選挙人の虚偽宣言罪	170
	詐偽投票罪	170
	投票偽造・増減罪	170
	詐偽登録罪	171
	代理投票における記載義務違反	171
選挙の平穏を害する罪	選挙事務関係者・施設等に対する暴力罪	172
	凶器携帯罪	172
	選挙犯罪のせん動罪	172
選挙報道・評論に関する罪	新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪	173
	選挙放送などの制限違反	173

その他の選挙犯罪

選挙運動の期間制限違反	174
挨拶を目的とする有料広告の禁止違反	174
立候補に関する虚偽宣誓罪	174
選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反	175
特定公務員の選挙運動の禁止違反	175
教育者の地位利用による選挙運動の禁止違反	175
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止違反	176
選挙犯罪者等の選挙運動の禁止違反	176
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反	176
戸別訪問の禁止違反	177
署名運動の禁止違反	177
人気投票の公表の禁止違反	177
飲食物の提供の禁止違反	178
氣勢を張る行為の禁止違反	178
連呼行為の禁止違反	178
休憩所等の設置の禁止違反	179
選挙事務所の制限違反	179
自動車・船舶・拡声機の制限違反	180
選挙運動用葉書の制限違反	180
選挙運動用ビラの制限違反	181
選挙運動用電子メール等の制限違反	181
選挙運動のための有料インターネット広告の制限違反	181
文書画像（ポスター・立札・看板等）の制限違反	182
新聞広告の制限違反	183
新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反	183
特殊乗車券の制限違反	183
個人演説会・街頭演説の制限違反	184
選挙期日後の挨拶行為の制限違反	184
選挙費用の法定額違反	185
収入支出に関する規制違反	185
選挙期間中の政治活動の規制違反	186

寄附の制限違反罪

候補者等の寄附の禁止違反	187
候補者等を名義人とする寄附の禁止違反	187
候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反	188
候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反	188
後援団体に関する寄附の禁止違反	188
地方公共団体と特別の関係にある者の寄附の禁止違反	189
寄附の勧誘・要求の禁止違反	189
寄附の量的制限違反（政治資金規正法）	190
寄附の質的制限違反（政治資金規正法）	191

公民権停止

公職選挙法・政治資金規正法違反	192
-----------------	-----

当選無効と立候補制限

公職選挙法違反	193
---------	-----

図表

政治活動と選挙運動の違い	14
禁止される主な行為	15
禁止されない主な行為	15
選挙運動の対策（参考）	23
連座制の対象者・要件・効果	142
会社の寄附の年間限度額	153
労働組合・職員団体の寄附の年間限度額	154
その他の団体の寄附の年間限度額	155
政党・政治団体への政治資金（寄附）の流れ	156
政治家個人への政治資金（寄附）の流れ	156

様式と記載例

供託書（候補者本人による現金供託の場合）	32
供託書（推薦届出人による現金供託の場合）	33
立候補届出書（本人届出の場合）	36
推薦届出書（推薦届出の場合）	37
宣誓書	39
所属党派証明書	40
通称認定申請書	41
推薦届出承諾書	42
選挙人名簿登録証明書	43
候補者辞届出書	45
開票（選挙）立会人となるべき者の届出書	46
立会人となるべきことの承諾書	47
選挙事務所設置届（候補者本人の設置の場合）	61
選挙事務所設置承諾書（推薦届出者の設置の場合）	62
推薦届出者代表者証明書	62
選挙事務所異動届	64
個人演説会（公営施設使用）開催申出書	87
候補者経歴書	94
出納責任者選任届	104
出納責任者異動届	105
会計帳簿（収入簿）	110
会計帳簿（支出簿）	111
領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	113
振込明細書に係る支出目的書	114
選挙運動費用収支報告書	115・116

I

選挙の
しくみ

制度の基本

選挙の種類

ポイント ▶ 地方選挙には、次のような種類があります。

選挙の種類	
都道府県の知事選挙	都道府県議会の議員選挙
指定都市の市長選挙	指定都市議会の議員選挙
指定都市以外の市長選挙	指定都市以外の市議会の議員選挙
特別区の区長選挙	特別区議会の議員選挙
町村長選挙	町村議会の議員選挙

▶ 指定都市とは、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、福岡、北九州、熊本の20都市です。

〔地方自治法252条の19関係〕

▶ 特別区とは、東京都の23区です。

〔地方自治法281条関係〕

選挙区の区割りとは定数（都道府県）

ポイント

- ▶ 都道府県議会の議員選挙は、原則として、1つの市の区域、1つの市と隣接する町村を合わせた区域、隣接する町村を合わせた区域を基本として条例で定めることとなります。なお、指定都市の場合は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域（ただし、原則として、区の区域は分割しない）が基本となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、都道府県の条例により定められることとなります。

〔地方自治法90条関係〕

選挙区の区割りとは定数（市・特別区）

ポイント

- ▶ 市・特別区議会の議員選挙は、原則として、市の全域・区の全域が1つの選挙区となります。

ただし、指定都市の議会の議員選挙は行政区の区域が選挙区となります。

〔公職選挙法15条・266条関係〕

- ▶ 定数は、市・特別区の条例により定められることとなります。

〔地方自治法91条・283条関係〕

選挙区の区割りとは定数（町村）

ポイント

- ▶ 町村議会の議員選挙は、原則として、町村の全域が1つの選挙区となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、町村の条例により定められることとなります。

〔地方自治法91条関係〕

立候補の届出

立候補届出期間

ポイント

- ▶ 立候補の届出期間は、選挙期日の告示の日（1日間）だけであり、届出時間は、午前8時30分から午後5時までです。告示日が日曜・祝日でも届出はできますが、届出時間を過ぎると受理されません。

〔公職選挙法86条の4、270条関係〕

届出先

ポイント

- ▶ 立候補の届出先は、選挙管理委員会ではなく、選挙長です。選挙長の氏名は、選挙期日の告示と同時に選挙管理委員会が告示します。選挙長の氏名は告示前でもあらかじめわかっているため、立候補届の受付場所などと共に確認しておく必要があります。なお、郵送による届出はできません。

〔公職選挙法86条の4関係〕

立候補届出に必要なもの

ポイント

- ▶ 立候補の届出には、次の書類が必要です。立候補の手続は複雑ですので、多くの選挙管理委員会が予備的審査を実施しています。届出人は、正規の届出をする前にこれを受けておくことが適当です。

- ①候補者届出書（本人届出の場合のみ）
- ②推薦届出書（推薦届出の場合のみ）
- ③供託証明書
- ④選挙期日において住所に関する要件を満たす者であることと見込まれる旨及び候補者となることができない者でない旨の宣誓書（「住所に関する要件を満たす者であることと見込まれる者」の宣誓をするのは地方公共団体の議会議員の選挙のみ）
- ⑤所属党派証明書（無所属の者は不要）
- ⑥戸籍謄本または抄本
- ⑦通称認定申請書と通称の説明資料（通称使用希望者のみ。なお、旧姓を通称使用する場合は説明資料は不要）
- ⑧候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ）
- ⑨選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合のみ）

※上記以外に必要なものについては、あらかじめ選挙管理委員会にお問い合わせください。

〔公職選挙法86条の4関係〕

立候補届出書または推薦届出書

ポイント

- ▶ 立候補の届出には、候補者となろうとする人が自ら届け出る方法（本人届出）と、候補者と同じ選挙区内の選挙人名簿に登録された人が候補者の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）の2種類があります。
- ▶ 本人届出の場合は立候補届出書を、推薦届出の場合は推薦届出書を提出しなければなりません（P36・37参照）。
- ▶ 届出書の「党派」には、候補者が所属する政党その他の政治団体の名称を記入しなければなりません。2つ以上の政治団体に所属する場合は、いずれか1つの名称を記入することになります。無所属の場合は、「無所属」と記入しなければなりません。
- ▶ 届出書の「職業」は、なるべく詳細に記入することが必要です。例えば、単に「公務員」と書くのではなく「〇〇市民生委員」というように書かなければなりません。
- ▶ 届出書には、地方公共団体の長や議会議員との兼職を禁止されている職業に就いている人は、その職名を記入しなければなりません。地方公共団体と請負関係のある人は、その旨を記載しなければなりません。

〔いずれも公職選挙法86条の4、同法施行令89条関係〕

ケース解説

- ▶ **地方公共団体の長や議会議員との兼職を禁止されている職業とは**
各法律の規定によって、地方公共団体の長や議会議員との兼職を禁止されている職のことで、これらの人が当選した場合には、原則として、従前の職業を辞めたものとみなされます（P137参照）。
- ▶ **請負業者はなぜ請負関係を記載しなければならないのか**
地方公共団体と請負関係のある人は、請負先の地方公共団体の長や議会議員と兼職できないためです。したがって、当選しても、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係がなくなった旨の届出をしないと、当選の資格を失うこととなります（P135参照）。

立候補届出書【様式と記載例】

本人届出の場合

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。 令和 ○年 ○月 ○日 山市議会議員選挙選挙長 丙野三郎 殿 甲山乙夫		添付書類 一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本 (五) 通称認定申請書	
		選挙 令和 ○年 ○月 ○日 執行 山市議会議員選挙	
一のウェブサイト等のアドレス http://100.00.jp		党 派 ○ ○ 党	
生年月日 昭和 ○年 ○月 ○日 (満 ○歳)		職 業 ○ ○ 株式会社 社長	
住所 山梨県山梨市甲町一丁目二番三号		住 居 海山山 乙夫	
本籍 山梨県山梨市甲町一丁目二番地		候補者氏名 甲山 乙夫	
性 別 男		山市議会議員選挙候補者届出書(本人届出)	

推薦届出書【様式と記載例】

推薦届出の場合

ふりがな 候補者氏名		山川市議会議員 選挙候補者届出書 (推薦届出)	
甲山乙夫		性 別 男	
本 籍		海山県海山市乙町二丁目二番地	
住 所		山川県山川市甲町二丁目二番三号	
生 年 月 日		昭和〇年〇月〇日 (満〇歳)	
党 派		〇〇党 職 業 〇〇株式会社 社長	
一のウェブサイト等のアドレス		http://〇〇.〇〇.jp	
選 挙		令和〇年〇月〇日 執行山川市議会議員選挙	
当該選挙に係る議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類		一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本 (七 通称認定申請書)	
右のとおり推薦届出をします。			
令和〇年〇月〇日		推薦届出者 住 所 山川県山川市乙町二丁目二番三号	
山川市議会議員 選挙選挙長 丙野 三郎 殿		乙野 次郎	
備考		昭和〇年〇月〇日生	
<p>1 「生年月日」欄、「党派」欄及び「職業」欄の記載については、二十六頁の様式の備考に準ずる。</p> <p>2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。</p> <p>3 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。</p>			

振込明細書に係る支出目的書【様式と記載例】

振込明細書に係る支出目的書		
支 出 の 費 目	支 出 の 目 的	
(二) 家屋費 (イ) 選挙事務所費	事務所借上料	
1 令和〇年〇月〇日 執行 山川市議会議員選挙		
2 公職の候補者 氏名 甲山乙夫		
3 出納責任者 氏名 海山次郎		
備考 1 「支出の費目」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中 3 の例により記載するものとする。 2 「支出の目的」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中 6 の例により記載するものとする。 3 支出の目的ごとに別業とするものとする。 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。		

選挙運動費用収支報告書【様式と記載例】

選挙運動費用収支報告書

- 1 令和〇年〇月〇日 執行 山川市 議会議員選挙
 2 公職の候補者 住所 山川県山川市甲町1丁目2番3号
 氏名 甲野 太郎
 3 〇月〇日から
 〇月〇日まで (第 / 回分)
 4 収入の部

月	日	金額又は 見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附 及びその他の収入 の見積の根拠	備考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業		
〇	月	〇	日	500,000	〇地			自己資金
〇	月	〇	日	100,000	〇地			借入金
〇	月	〇	日	100,000	寄附	〇県〇〇市〇〇町 〇番地	〇〇党	政党
〇	月	〇	日	50,000	寄附	〇県〇〇市〇〇町 〇番地	山川四郎	商業
〇	月	〇	日	30,000	寄附	〇県〇〇市〇〇町 〇番地	甲山太郎	〃
〇	月	〇	日	20,000	寄附	〇県〇〇市〇〇町 〇番地	乙川二郎	会社員
〃								無償で提供 〇月〇日、〇月〇日の2日間
計	寄附	435,000						
	その他の収入	645,000						
	計	1,080,000						
前回計	寄附							
	その他の収入							
	計							
総額	寄附	435,000						
	その他の収入	645,000						
	総計	1,080,000						

参 考 公費負担相当額 90,000円 (内訳) ポスター作成費 90,000円

5 支出の部

月	日	金額又は 見積額	区分	支出の 目的	支出を受けた者			金銭以外の見積 根拠	備考	
					住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は 団体名	職業			
〇	月	〇	日	20,000	選挙運動	人件費	〇県〇〇市〇〇町 〇番地	乙川二郎	会社員	無償で提供 〇月〇日、〇月〇日の2日間
(人件費計)		200,000								
〇	月	〇	日	50,000	選挙運動	郵送料	〇県〇〇市〇〇町 〇番地	山川四郎	商業	無償で提供 〇月〇日、〇月〇日の2日間

買収目的交付罪

要件

- ▶ 普通買収罪、利害誘導罪、事後買収罪を犯させることを目的に、選挙運動者に対して、金銭や物品を交付したり、その申込みや約束をしたりすること。または選挙運動者とその交付を受けたり、その申込みを要求したり、承諾したりすること。

解説

「交付」とは、選挙人または選挙運動者に供与させるために、仲介人となる選挙運動者に金銭や物品などを寄託する行為をいいます。普通買収罪や事後報酬供与罪との違いは、選挙人や選挙運動者を買収するために、選挙運動員を仲介人として、その選挙運動員に金銭や物品を交付すれば罰せられる点です。仲介人に交付すること自体は実質的には買収の予備にすぎませんが、他の買収行為と同じように処罰されます。

罰則

3年以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①V関係〕

買収周旋勧誘罪

要件

- ▶ これまで述べた5つの買収罪に該当する行為に関して、周旋または勧誘をすること。

解説

実質的には前述した5つの買収罪の教唆や幫助ですが、独立した罪として処罰されます。

罰則

3年以下の拘禁刑、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①VI関係〕

選挙事務関係者等の買収罪

要件

▶ 中央選挙管理会の委員やその庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員やその職員、選挙管理委員会の委員やその職員、投票管理者、開票管理者、選挙長や選挙分会長、選挙事務に関係する国や地方公共団体の職員などの選挙事務関係者が、これまで述べた買収罪のいずれかを犯すこと。または、公安委員会の委員や警察官がその関係区域内の選挙に関して、同様の罪を犯すこと。

解説

これまで述べたすべての買収罪に関して、犯罪の主体が選挙事務関係者などの場合には、刑が加重されています。

罰則

4年以下の拘禁刑、または100万円以下の罰金

〔公職選挙法221条②関係〕

候補者等の買収罪

要件

▶ 候補者、選挙運動総括主宰者、出納責任者、地域主宰者が、これまで述べた買収罪のいずれかを犯すこと。

解説

選挙事務関係者等の買収罪と同じように、犯罪の主体が候補者などの場合にも刑が加重されています。さらに、候補者等が有罪となった場合は、当選は無効となります。

罰則

4年以下の拘禁刑、または100万円以下の罰金

〔公職選挙法221条③関係〕